

令和7年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き



【申告期間】

令和7年 1月6日(月) から 令和7年 1月31日(金) まで
※消印有効

【お願い】

- ・窓口で申告する場合、期限間近になると窓口が混雑するため、可能な限り令和7年1月24日(金)までにご申告いただきますようご協力をお願いいたします。

中 間 市

平素より中間市税務行政にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について、
申告していただくことになります。【地方税法第383条（固定資産の申告）】
つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、中間市役所までご提出ください。

【目次】

I 償却資産の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III 税額の算出方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

【問合せ先】

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市役所 課税課 資産税係 償却資産担当

電話 093-246-6274(直通)

中間市 償却資産

検索

< <https://www.city.nakama.lg.jp/soshiki/11/3918.html> >

QR



I. 償却資産の概要

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じく固定資産税がかかります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、屋外給排水管、その他建築設備
	建設附属設備	可動間仕切り、受・変電設備、予備電源設備、LAN 配線、日よけ設備、貸借人による内容・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、はしけ、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ショベルローダーなどの分類番号が「0」または「9」で始まる大型特殊自動車、台車など(自動車税、軽自動車税が課税されるものは該当しません) ※以下の条件を満たすフォークリフト等は小型特殊自動車となり、軽自動車税の対象となります。償却資産の申告は不要です。 (条件)①長さ:4.70m 以下 ②幅:1.70m ③高さ:2.80m 以下 ④最高速度 15km/h 以下
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取り付け工具、計算機、レジスター、ステレオ、金庫、ロッカー、陳列ケース、厨房用品、ルームエアコン、パソコン、ネオンサイン、テレビ、理容・美容機器、医療機器、冷蔵庫など

(3) 建物附属設備等の家屋と償却資産の区分について

家屋(建物)には、電気設備・給排水設備・衛生設備・空調設備・運搬設備等の建築設備(家屋の効力を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

なお、家屋と設備等の所有関係によって、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

1. 家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有の建物に設備等を取り付けた場合）

自己所有の家屋に取り付けた建物附属設備は、家屋と償却資産に区分して課税されます。

【家屋とするもの】

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など（ただし、特定附帯設備を除く）

【償却資産とするもの】

1. 移動可能なもので家屋に取り付けられたもの（ルームエアコン等）
2. 独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備、発電機設備、蓄電池設備等）
3. 特定の生産又は業務用設備

◎特定の生産用設備の一例

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電・蓄電設備
- ・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における工場内の空調設備及び集塵設備

◎特定の業務用設備の一例

- ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において営業用の厨房設備、洗濯設備等のサービス設備

建物附属設備における家屋と償却資産の区分の一例

区分	償却資産の対象となるもの	家屋評価の対象となるもの
電 気 設 備	・受変電設備 ・投光器 ・照明設備（ネオンサイン・スポットライト等） ・家屋から分離している屋外照明設備 ・分電盤より外側の配線 ・電話機、電話交換機 ・LAN配線	・電灯コンセント配線設備 ・蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・出退表示設備 ・呼出信号設備 ・自動車管制設備 ・盗難非常通報装置 ・電話配線設備
給排水衛生設備	・屋外給水管、屋外排水管 ・独立した煙突、給水塔、屋外浄化槽	・給排水設備（受水槽含む） ・中央式給油設備 ・衛生設備
ガ ス 設 備	・屋外ガス設備（バルク・屋外配管）	・屋内ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）
空 調 設 備	・家庭用タイプのエアコン	・冷暖房設備（ダクトがあるもの） ・換気設備、換気扇
運 搬 設 備	・工場用ベルトコンベアー	・エレベーター ・エスカレーター
屋 外 設 備	・自転車置場 ・簡易物置	・鉄骨等の非常階段、ポーチ、テラス

2. 家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント等が設備等を取り付けた場合）

家屋の賃借人（テナント）などの、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けた建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備）、内装設備（外壁、内壁、天井、床仕上げ等）や建具、配線、配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナント側の償却資産として取り扱いますので、取り付けた方（賃借人等）が自身の償却資産として申告する必要があります。

※テナント等が取り付けた設備等は、上図で家屋に該当するものでも、すべて償却資産として取り扱いますのでご注意ください。

Ⅱ. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、中間市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（中間市内で貸付している資産も含む）を所有している法人又は個人。なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産をほかに賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 償却資産を共有されている方（代表者を決めて申告してください。）

キ 内装・造作および建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方、廃業等により中間市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

※市内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて申告してください。

(2) 申告書等の提出期限

令和7年1月31日(金)です

※受付開始日は令和7年1月6日(月)になります。

※期限近くになると大変混雑しますので、窓口でご提出予定の方は、1月24日(金)までにご申告いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、申告書を郵送される方で「控え」が必要な方は、ご返送先を明記いただき、切手貼付済みの返信用封筒を必ず同封してください。

※返信用封筒が同封されていない場合は、申告書「控え」があっても返送いたしかねます。

※期限を過ぎても申告が確認できない場合は、前年内容を基に課税することがありますのでご了承ください。

(3) 申告書等の提出先(問合せ先)

〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号

中間市役所 課税課 資産税係 宛（郵送可）

TEL：093-246-6274（直通）

(4) 電子申告について

インターネットを利用した償却資産の電子申告が出来ます。電子申告を利用される方は、事前に準備及び手続きが必要です。詳しくはe L T A X(エルタックス)ホームページをご覧ください。(http://www.eltax.lta.go.jp)

(5) 提出書類

下記の表にて、該当する提出書類等をご確認ください。
申告書、種類別明細書の記入方法については、別紙をご参照ください。

①初めて申告をされる方・前年度に申告をされた方

申告内容		申告書	種類別明細書	注意事項
初めて申告をされる方	申告する資産がある場合	○	○	令和7年1月1日現在所有している資産の全部を記入してください
	申告する資産がない場合	○	×	申告書「18 備考」欄に「資産なし」と記入してください。
前年度に申告をされた方	資産の増減がある場合	○	○	令和7年1月1日現在所有している資産の全部を記入してください
	資産の増減がない場合	○	×	申告書「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記入してください。
	※申告漏れ資産や移動してきた資産があれば、併せて申告してください。			

②電子申告による全資産申告をされる方・廃業等された方

申告内容	提出書類	概要
電子申告による全資産申告をされる方	償却資産申告書	○資産件数を備考欄に記入してください。 ※増減がない場合はその旨を備考欄に記入。 ○評価額(ホ)の欄を必ず記入してください。
	種類別明細書	○次の項目は必ず記入してください。 ・種類 ・名称 ・数量 ・取得年月 ・取得価額 ・耐用年数 ・減価残存率 ・価額 ・特例率 ・課税標準額 ・増加事由 ○減少資産のリストを種類別明細書に添付してください。 ○増減事由を必ず摘要欄等に記入してください。
	※電子申告の方は、毎年度、全資産申告の提出が必要です。	
廃業・解散・移転 営業譲渡などをされた方	償却資産申告書	○申告書「18 備考」欄に異動の内容が分かるように記載してください。 (例) 令和△年△月△日 事業所閉鎖 令和△年△月△日 (株)○○に事業引継

③該当する場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を取得された場合・・・事実を証明する書類(写)

○非課税資産を取得された場合・・・・・・・・・・非課税申告書

○減免該当資産を所有された場合・・・・・・・・・・減免申請書

○短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書(写)

○増加償却をされた場合・・・・・・・・・・税務署長への届出書(写)

(6) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産で事業の用に供することができる資産
- ウ 遊休または未稼働の資産であっても維持補修の行われている資産
- エ 改良費(資本的支出：本体部とは別に新たな資産の取得として取扱います。)
- オ 福利厚生に供するもの
- カ その他(下記の参考も併せてご確認ください。)

(7) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの
- イ 無形固定資産(例：アプリケーションソフトウェア、特許権等)
- ウ 繰延資産(例：創立費、開業費、開発費等)
- エ その他(下記の参考も併せてご確認ください。)

(参考) 少額資産等の取扱いについて

償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、次の①～③のみです。④～⑤については、申告対象となりますのでご注意ください。

【申告対象外】

- ①使用可能期間が1年未満、または取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価格20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの
- ③平成20年4月1日以降に締結したリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万未満のもの

【申告対象】

- ④租税特別措置法を適用して損金算入した資産
- ⑤取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの

(8) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない、又は虚偽の申告をされた場合には、地方税法の規定により、過料等の罰則を科されることがありますので、ご注意ください。

(9) 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

※実地調査に伴い追加課税をすることがありますが、ご理解のほどお願いいたします。

Ⅲ. 償却資産の評価と課税について

(1) 償却資産の価額の算出方法

償却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価格及び耐用年数を基礎として、一品ごとに次の算式により求められます。

《評価額》・前年中に取得した資産・・・取得価格×(1－r／2)

・前年前に取得した資産・・・前年度評価額×(1－r)

※ r…耐用年数に応ずる減価率（下記参照）

ただし、最低限度額を下回る場合は最低限度額（取得価の5%）が評価額となります。

【参考】減価残存率表（旧定率法）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－r／2	1－r			1－r／2	1－r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858				

※ 耐用年数は法人税法又は所得税法の申告で用いるものと同じ耐用年数を適用してください。

(2) 税額の算出方法及び納期

評価額が決定価格と課税標準額となり、課税標準額に税率1.4%を乗じたものが税額です。

※課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額となります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (100 分の 1.4)}$$

上記の算式により年税額を算出し、土地及び家屋の固定資産と合わせて4期に分けた納税通知書を交付します。(納期：5月31日・7月31日・12月25日・翌年2月末日まで)

※納期限日が土日祝日の場合は、その翌営業日までが納期限となります。

(3) 償却資産の免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

なお、免税点未満であっても申告書の提出は必要です。資産の多少に関わらず申告してください。

IV. その他

(1) 国税の取扱いとの主な違い

国税(法人税・所得税)の取扱いと地方税(固定資産税[償却資産])の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	地方税の取扱い (固定資産税[償却資産])	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法(法人税法等の旧定率法の償却率と同じ)	定額法、定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(法人税・所得税法)
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価

(2) 課税標準の特例と非課税資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものや、非課税となるものがあります。

※該当する資産を取得された場合は、非課税申告書等の提出が必要となります。